

被扶養者の申請に必要な添付書類一覧（義父母・義兄弟姉妹・伯叔父母の場合）

※扶養申請の内容によって別途、健保組合が必要とする書類を提出していただく場合があります。

※複数項目に該当する場合は各項目の添付書類が必要です。

※「収入あり」の方で下記表以外の「その他収入」がある場合は、その金額が確認できる書類を提出してください。

【注意点】

- 同居（同一世帯＝住民票同一）とは、被保険者（あなた）と扶養する方が住民票上も同一世帯で住居および生計を共にしている状態をいいます。世帯分離（同一の住所に世帯主が二人）の場合は、別居扱いとなります。
- 75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方は後期高齢者医療制度へ加入されるため扶養できません。

対象者の状況	必要な添付書類		書類の取扱先	
	◀◎は必ず提出する書類、△は該当する方のみ提出する書類▶ ※原本と記載がないものは全て写し可	△に該当する方		
収入なし	◎ 健康保険資格喪失証明書（国民健康保険の加入者は不要）		前勤務先または加入していた健康保険	
	◎ 世帯主・続柄・世帯全員の記載がある住民票 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの		市区町村役場	
	△ 戸籍謄本または戸籍抄本	住民票で被保険者との続柄が確認できない方	市区町村役場	
	◎ 所得証明書または非課税証明書		市区町村役場	
	△ 廃業届	事業等を廃業した方	税務署	
	1年以内に退職した	△ 雇用保険離職票1・2（原本）または雇用保険資格喪失確認通知書	雇用保険を受給しない方	前勤務先
		△ ・雇用保険離職票1・2（原本） ・雇用保険受給延長通知書（原本）	雇用保険を受給延長する方	前勤務先 ハローワーク
		△ 雇用保険受給資格者証（支給終了の記載があるもの）	雇用保険を受給終了した方	ハローワーク
		△ 雇用保険受給資格者証（基本日額の記載があるもの）	雇用保険を受給する方	ハローワーク
		△ ・退職日が確認できる書類（退職証明書、辞令など） ・雇用保険未加入であることが確認できる書類（給料明細等）	雇用保険に未加入の方	前勤務先
同居 ※別居は扶養不可	◎ 健康保険資格喪失証明書（国民健康保険の加入者は不要）		前勤務先または加入していた健康保険	
	◎ 世帯主・続柄・世帯全員の記載がある住民票 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの		市区町村役場	
	△ 戸籍謄本または戸籍抄本	住民票で被保険者との続柄が確認できない方	市区町村役場	
	◎ 所得証明書または非課税証明書		市区町村役場	
	年間の収入が確認できる書類		パート・アルバイト等で就労中の方	現勤務先
	△ ・給与明細（直近12ヶ月分） ・源泉徴収票（直近のもの） ・給与見込み証明書（12ヶ月分）			
	△ 最新の確定申告書および収支内訳表	自営業者 個人事業主	税務署	
	△ 最新の年金・恩給裁定通知書、改定通知書、振込通知書、決定通知書 これから受給または受給額が変更する場合は年金見込額照会回答票	年金を受給中 または 受給予定の方	年金事務所 または 元勤務先	
△ 傷病手当金支給決定通知書・休業補償支給決定通知書など	休業補償受給等を受給中または受給していた方	加入していた健康保険または労働基準監督署		
収入あり	◎ 健康保険資格喪失証明書（国民健康保険の加入者は不要）		前勤務先または加入していた健康保険	
	◎ 世帯主・続柄・世帯全員の記載がある住民票 ※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの		市区町村役場	
	△ 戸籍謄本または戸籍抄本	住民票で被保険者との続柄が確認できない方	市区町村役場	
	◎ 所得証明書または非課税証明書		市区町村役場	
	年間の収入が確認できる書類		パート・アルバイト等で就労中の方	現勤務先
	△ ・給与明細（直近12ヶ月分） ・源泉徴収票（直近のもの） ・給与見込み証明書（12ヶ月分）			
△ 最新の確定申告書および収支内訳表	自営業者 個人事業主	税務署		
△ 最新の年金・恩給裁定通知書、改定通知書、振込通知書、決定通知書 これから受給または受給額が変更する場合は年金見込額照会回答票	年金を受給中 または 受給予定の方	年金事務所 または 元勤務先		
△ 傷病手当金支給決定通知書・休業補償支給決定通知書など	休業補償受給等を受給中または受給していた方	加入していた健康保険または労働基準監督署		